西村あさひ法律事務所

インドネシア:金融セクターにおけるオムニバス法 既存の規制に対する主な変化(パート2)

アジアニューズレター

2023年5月16日号

執筆者:

E-mail ─ 吉本 祐介

E-mail Siti Kemala Nuraida¹

E-mail Sinta Cestakarani¹

E-mail Indira Setyowati¹

E-mail Rendi Prahara Septiawedi¹

本ニューズレターは、オムニバス法の主な改正事項を説明するニューズレターのパート 2 となり、(i)資本市場、(ii)炭素取引、(iii) 保険会社、(iv)金融サービス事業、(v)金地金事業、及び(vi)金融分野における技術革新について説明します。

ニューズレターのパート1については、こちらをご覧ください。

1. 資本市場

オムニバス法は、資本市場に関する1995年法律第8号を改正しました。改正点には以下が含まれています。

(i) <u>「証券」の定義の拡張</u>

「証券」という用語の定義が拡張され、(a)所有者が発行会社又は他の当事者から一定の経済的便益を受ける権利を有するあらゆる性質の投資契約、及び(b)炭素単位が含まれるようになりました。「証券」の一部として炭素単位が含まれたことは、金融サービス庁(以下「OJK」といいます)が炭素取引の規制・監督機関として指定されたことによります。

(ii) 「インサイダー」の定義の拡張

オムニバス法以前は、当事者は、当該情報がインサイダー情報を構成することを「十分に認識している」場合に限り、インサイダーとして取り扱われました。しかし、オムニバス法の下では、「十分に認識している」とされる範囲が拡張され、機密情報を受領した外部者が機密保持義務を負わない場合であってもインサイダーとみなされ、インサイダー取引ルールが適用される可能性があります。

(iii) 公募手続きにおける期間短縮

オムニバス法は、公募の登録届出が有効になるまでの期間を、登録届出書の提出が完了した日から 45 暦日から 20 営業日(または OJK が定めるそれ以前の日)まで短縮しました。

(iv) 証券会社の業務活動の制限

オムニバス法は、証券会社が、(a)証券引受業及びブローカー業としてのセルサイド業務と(b)投資マネージャーとしてのバイサイド業務を同時に行うことを明示的に禁止しました。両事業を同時に行っているすべての証券会社は、遅くとも 2024 年 1月 12 日までに投資マネージャーの事業をスピンオフする必要があります。

(v) 証券会社のシングルプレゼンス・ポリシーの厳格化

従前の制度では、ある当事者は、証券引受業及び/又はブローカー業のライセンスを保有し、かつ、インドネシア証券取引所 (以下「IDX」といいます)に上場している株式を保有する証券会社については、1 社を超えて支配者となることは禁止されておりました。オムニバス法は、株式保有割合、証券会社のライセンスの種類、IDX に上場している株式を保有するか否かにかかわらず、ある当事者が 1 社を超えて証券会社の支配者として株式を保有したり、経営者として行動したりすることを明示的に禁止しました。

オムニバス法は、既存のすべての当事者に対し、遅くとも 2026 年 12 月 12 日までにこの新たな規則を遵守することを義務付けています。

2. 炭素取引

オムニバス法は、OJKに対し、炭素市場並びに炭素取引及び/又は炭素区分所有原簿に関するシステムに関する金融サービスを規制し、監督することを義務付けました。

また、オムニバス法に基づき、炭素市場センターはインドネシアに所在しなければならないとされました。炭素市場及び関連する活動に関する詳細は、OJKが制定する施行規則で規定される予定です。

3. 保険会社

オムニバス法は、インドネシア預金保険会社を、保険契約保証制度(以下「PPP」といいます)のマネージャーに任命しました。また、同法は、保険会社又はシャリア保険会社が財政的困難に陥った場合に、保険契約者、被保険者、又はシャリア保険契約の加入者を保護し、その権利/請求権を保証するというPPPの主要な機能を明確にしています。

オムニバス法においては、PPP に関して、①保険会社の PPP 加入手続、②保証の範囲と仕組み、及び③PPP 加入者としての保険会社の義務などが定められています。

4. 金融サービス事業

オムニバス法は、金融会社(マルチファイナンス会社、Peer・To・Peerレンディング会社及びベンチャー・キャピタル)の規制・監督に関する OJK の権能を拡大し、以下の事項を盛り込みました。

- (i) ファイナンス会社の支配者を決定すること
- (ii) 資金繰りに苦慮している金融会社に対し、増資、取締役及び監査役の交代、不良債権の償却、他の金融会社との合併・ 統合等の一定の措置を義務づけること

また、同法は、適切な免許を取得せずに金融サービス事業を営む者や虚偽の記帳を行う者に対する刑事制裁を導入しました。

5. 金地金

オムニバス法はインドネシアにおける金地金事業活動を公式に認め、合法化しました。したがって、インドネシアの金融機関は、OJK からライセンスを得ることを条件に、金の預金、融資、取引、保管などの金地金サービスを提供することが認められました。オムニバス法は、OJK に対し、遅くとも 2025 年までに、金地金事業活動に関する施行規則を制定することを義務付けています。

6. 金融分野における技術革新

オムニバス法は、金融分野における技術革新を支援しています。例えば、暗号通貨は従来は商品とみなされていましたが、現在ではデジタル資産として認識されるようになりました。これに伴い、暗号通貨関連活動の規制・監督当局が商品先物取引規制 当局から OJK に移行され、2025 年までに移行手続きが完了する予定です。

本ニューズレターに関して何かご質問がございましたら、当事務所に電話又は電子メールでお問い合わせください。

本ニューズレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。 N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail☑